



## 改正省エネ法が施行されます

一級建築士 田丸 善三

来る2010年4月、改正省エネ法施工により300㎡以上の建物に「省エネ措置の届出」が義務化されます。届け出時に必要な技術基準はこれまでの大規模建物に対する基準を一部簡略化されますが、当然300㎡以上あれば個人住宅も届出対象になります。主な対象は共同住宅です。省エネの基準は2つの国交省告示に基づき、①エネルギー使用の合理化に関する基準、②合理化に関する設計施工指針です。要は、省エネの基準を満たす設備機器の使用と建物のエネルギーロスを減少させるための設計施工なのです。詳細は省きますが設計施工基準では、建物の気密性能・防露性能・暖冷房機器効率・通気経路の確保が求められ、特に躯体の断熱性能と開口部の機密性、断熱性能は大きく扱われます。又、照明や機械換気、昇降機の効率、給湯器はエアコン等と組み合わせたハイブリッドな省エネ機器が想定できるようになりました。パッシブソーラ(太陽熱などにより得た熱源を暖房や給湯に利用する)が評価されたり、庇などの日射遮蔽の有効性を(出幅1.2m以上)評価し、バルコニーなどの効果もみ込んでいます。建築主にもわかり易い省エネ対策を示す一方完成後の運用についても定期的な報告を求めます。定期報告によって省エネのより進んだ取り組みにつなげるためという事です。一方、省エネ機器開発ではパッシブソーラーと太陽光発電が同時に出来るシステムを三菱重工グループが開発、国や自治体の太陽光発電と太陽熱利用の補助金を併用できるか調整中です。又、太陽光発電をカーポートの屋根やフェンスに組み込んだ商品を菊川工業が開発、今後の電気自動車の普及をにらみ、今までにないニッチなエコ商品として試験中です。しかし、建物本来の省エネとしては以前からあるように、断熱性能の向上と開口部の熱損失の低減が本丸です。屋上、壁面緑化では苔の利用によってほとんど加重を増やさずに緑化が可能になり、又作物も育てられるようになりました。開口部のLeガラスの普及、壁面も後張り外断熱で建物の省エネ性能を飛躍的に向上させると同時に本体躯体の経年劣化を防ぎます。中長期的には既存共同住宅に省エネの指針が示され、義務化される時代が来ます。改修工事を考える時には省エネのキーワードが必要になります。

身近には、4000円を切ったLEDの電球が発売されました。

寿命は40倍ですが価格対時間では同等、しかし電力使用量が約1/8です。こんなところから始めてみては如何でしょうか。